

江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇談会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）等の策定にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関し、意見、助言等を行うこと。

(2) その他地方人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇談会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とする。

2 前項に規定する委員のうち、市民のうちから公募し、委嘱する委員は1人以上とする。

3 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、懇談会の会務を総理し、議事を進行する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地方人口ビジョン及び総合戦略の策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、市長が、必要に応じて招集する。

(会議の公開)

第6条 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市長政策室秘書政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行し、地方人口ビジョン及び総合戦略の策定の日限り、その効力を失う。